

令和8年度第8期菊池市障がい福祉計画・第4期菊池市障がい児福祉計画 策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

この要項は、令和8年度第8期菊池市障がい福祉計画・第4期菊池市障がい児福祉計画策定業務（以下「本業務」という。）の委託業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により特定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 委託業務番号：令8菊福委第2号
- (2) 委託業務名：令和8年度第8期菊池市障がい福祉計画・第4期菊池市障がい児福祉計画策定業務
- (3) 業務内容：令和8年度第8期菊池市障がい福祉計画・第4期菊池市障がい児福祉計画策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月26日まで

4. 委託上限額

4,079,900円（税込）

5. 発注部署

〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地

菊池市役所 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係（担当：川口、堂下）

TEL：0968-25-7213（直通） FAX：0968-25-5166

E-MAIL：fukushi@city.kikuchi.lg.jp

菊池市ホームページ：<https://www.city.kikuchi.lg.jp>

※本市は、本プロポーザルに係るメール及びFAX送受信に起因するトラブル、また、書類等の郵送中に生じた事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする。

6. 応募資格の要件

本プロポーザルへ応募を希望するもの（以下「応募者」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有しており、九州内に本店または支店・営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 公告の日から二次審査結果通知書交付の日までの間において、本市から指名停止措置を受けた事実がないこと。

- (6) 菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例施行規則第3条の規定に該当する者でないこと。
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者の役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、精算人等）が、本プロポーザルに参加しようとする他法人の役員を現に兼ねていないこと。
- (8) 過去6年間において、地方自治体における障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画のいずれかの策定支援を行った実績を有するもの。

7. 選定委員会

本プロポーザルにおける技術提案書の選定及び特定は令和8年度第8期菊池市障がい福祉計画・第4期菊池市障がい児福祉計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

- (1) 選定委員会の委員は、本市職員7名で構成する。
- (2) 選定委員会の審査は、書類審査による一次審査、及び一次審査で選定された者を対象に技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査の二段階方式で行う。

8. 全体スケジュール（予定）

	項目	期日、期間等
1	第1回選定委員会	令和8年1月8日（木）
2	公告期間 関係書類の交付	令和8年1月27日（火）～ 令和8年2月13日（金）午後5時まで
3	質疑書受付	令和8年2月6日（金）午後5時まで
4	「応募意思表明書」「技術資料」提出期限	令和8年2月13日（金）午後5時まで
5	参加資格決定通知書交付	令和8年2月17日（火）
6	「技術提案書」提出期間	令和8年2月18日（水）～ 令和8年2月27日（金）午後5時まで
7	一次審査（書類）	令和8年3月2日（月）
8	一次審査結果通知	令和8年3月3日（火）
9	第2回選定委員会（二次審査）	令和8年3月9日（月）
10	二次審査結果通知	令和8年3月11日（水）
11	契約手続き	令和8年3月17日（火）以降

9. 最優秀者特定までの流れ

- (1) 応募者は、本要項に基づき応募の意思を表明するものとする。
- (2) 参加資格を得たもの（以下「参加資格者」という。）を対象に「技術提案書」の提出を求める。
- (3) 参加資格者より提出された「技術資料」及び「技術提案書」により、一次審査を実施し、二次審査参加者を選定する。なお、参加資格者が1者であっても、一次審査を実施する。
- (4) 二次審査において、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀者」という。）を特定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員会の議決により選定する。
なお、最高得点者の得点が総得点の6割に満たない場合には、最優秀者を特定しない。また、一次審査の結果、参加資格者が1者であっても二次審査を実施する。

10. 関係書類の交付

- (1) 公告（交付）期間

令和8年1月27日（火）～令和8年2月13日（金）午後5時まで

- (2) 交付方法

①菊池市ホームページからのダウンロードを原則とする。

なお、事前に発注部署に確認のうえ、書面により交付することもできる。

②書面による交付の場合の対応については、上記期間の土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

11. 応募意思表明の手続き

応募者は、「プロポーザル応募意思表明書在中」と表記した封筒に、次に該当する書類を同封し期限までに発注部署へ提出すること。なお、提出は持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内必着とする。

- (1) プロポーザル応募意思表明書（様式第1号）

- (2) 技術資料（様式第2号）

①会社の経営状況（様式第3号）

②会社の経営状況に係る添付書類

ア) 登記事項証明書

（法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」）

イ) 未納がない証明書（国税及び地方税）

ウ) 財務諸表（直近2年分の貸借対照表及び損益計算書）

エ) 委任状（様式第4号）（支店・営業所等に委任する場合のみ）

※証明書の発行日は、原則として提出日から起算して3ヶ月以内のものに限る。

※ア)～ウ)についてはコピー可。

※支店・営業所にて参加する場合、本店及び支店・営業所ともに証明書の提出が必要。

- (3) 会社の過去6年間の同種業務の実績（様式第5号）

12. 質疑応答について

実施要項及び仕様書に対する質問については、下記により受付を行う。

(1) 質問の受付

- ①質疑書（様式第6号）
- ②提出期限 令和8年2月6日（金）午後5時まで
- ③提出場所 上記の発注部署記載のとおり
- ④提出方法 電子メール

(2) 質疑に対する回答

提出された質問に対する回答については、本市のホームページにおいて、質問者を特定できなくした上で、質問及び回答を隨時公開する。

13. 技術提案書の提出について

参加資格を有するものは、以下の書類を提出すること。

(1) 技術提案書（様式第7号）

技術提案書とは、様式第7号を表紙として使用し、下記事項を記載した書類とする。

なお、A4版縦、横書き、左綴じ、各頁に通し番号を記入し、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。また、任意様式も可とし、任意様式の場合は下記の項目について記入漏れがないように明記すること。用紙の規格については、A3版横長も認めると、極力A4版で統一すること。

また、技術提案書の頁数については、20頁以内とする。

- ①業務施行における配置予定担当者の配置状況（様式第8-1号）
- ②配置予定担当者の過去の同種又は類似業務実績（様式第8-2号）
- ③業務遂行に係る成果品及び関係資料の秘密保守体制（様式第9号）
- ④当該事業に対する基本的な進め方（実施方針）（様式第10号）
- ⑤業務遂行のフロー図（様式第11号）
- ⑥工程計画表（様式第12号）
- ⑦見積書（様式第13号）

・積算根拠を示した内訳書を添付すること。

(2) 提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内必着とする。

(4) 提出部数

書面8部（正本1部、副本7部）及び電子データー式（PDFファイル）

14. 一次審査の選定基準

審査項目	審査の内容	基準点数	選定基準
1. 会社の業務処理能力	会社の経営状況	5 点	経営の状況
	業務施行における配置予定担当者の配置状況	5 点	専門分野における保有技術者及び有資格技術者の保有状況
2. 業務の実施方針	会社の秘密保守体制、基本的な考え方	10 点	① 秘密保守体制は適正か ② 実施方針は的確か
3. 技術提案	技術提案の内容	25 点	① 適切なニーズ把握を行うことができる集計・分析の手法となっているか ② 本市の地域性や現状・課題を把握し、市民ニーズの変化などを踏まえた実現性の高い提案となっているか ③ 提案書はわかりやすく、計画性のある提案内容となっているか ④ 実行能力があるか ⑤ 本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか
4. 価格	技術提案に対する価格	5 点	予算の範囲内で最大の効果を出す適切な価格になっているか
合計		50 点	

※選定委員による一次審査（書面）を行い、各委員の合計点の平均が6割以上の者から3～5者程度を選定し、二次審査に進めるものとする。

15. 二次審査

一次審査で選定された者は、「技術提案書（様式第7号）」を基にプレゼンテーションを実施しヒアリングを受けるものとする。

なお、プレゼンテーションでの技術提案書以外の資料提出は認めない。

（1）実施日時

令和8年3月9日（月）

（※時間等の詳細については、一次審査結果通知にあわせて通知する）

(2) 実施場所

菊池市中央公民館中研修室（予定）

(3) 実施時間

1者につき30分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）

(4) プrezentationの順番

技術提案書の提出順とする。時間と順番については、電子メールにて通知する。

(5) 説明者

プレゼンテーションは、業務に携わる予定担当者が説明することとする。

なお、特別な理由がある場合を除き、業務に携わる予定担当者の変更は認めない。また、二次審査会場への入室者は3名以内とする。

(6) その他

パソコン用プロジェクタ、スクリーンは市で準備する。パソコンについては、各提案者で準備すること。

(7) 結果の通知及び公表

「二次審査結果通知書」を、二次審査参加者すべてに電子メールにて通知する。また、最優秀者の商号、代表者名、得点等をホームページにて公表する。

(8) 二次審査の選定基準

審査項目	審査の内容	基準点数	選定基準
一次審査結果	一次審査の結果を反映した点数とする※1	50点	
プレゼンテーションに関する技術提案	取組意欲	10点	本業務へ積極的に取組む姿勢がうかがえるか
	説得力	10点	論理的で、わかり易い表現となっているか
	専門技術力	10点	専門的なスキルやノウハウを有しているか
	有効性・独自性	10点	計画を進めるにあたり有効な手法、独自性のある提案となっているか
総合判断		10点	総合的に優れた提案内容であるか
合計		100点	

※1について

（例）一次審査の点数が30点／50点となった場合、二次審査における各選定委員の二次審査の「一次審査結果」の項目の点数は、30点となる。

16. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、一次及び二次審査後に判明した場合も同様とする。

- (1) 提出期限経過後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に不備及び虚偽の記載があった場合
- (3) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (5) その他、本募集要項に違反すると認められた場合

17. 契約

- (1) 市及び最優秀者は、契約内容等について協議を行い、契約を締結する。
- (2) 契約内容等に関する協議が成立しないとき、又は契約の締結までに最優秀者が参加資格を失ったときは、市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができる。

18. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし本市から要請された事項についてはこの限りでない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (5) 応募意思表明書の提出後であっても辞退を受け付けるものとする。

なお、辞退を申し出る場合は、令和8年3月6日（金）17時までに参加辞退届（様式第14号）を郵送又は持参により提出すること。

また、次のいずれかに該当した者は辞退したとみなす。

- ①技術書類及び技術提案書提出期限に遅れた者
- ②二次審査（プレゼンテーション）に遅れた者又は欠席した者

- (6) 審査は非公開とする。
- (7) 応募者は、審査、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (8) 本プロポーザルによる最優秀者との契約締結後の詳細な工程等については、提案も踏まえ別途協議する。